

大分県報

平成三十一年
号外（二四）
三月二十九日

（金曜日）

目次

規則

大分県職員宿舍規則の一部改正……………

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………

○規則

大分県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第十八号

大分県職員宿舍規則の一部を改正する規則

大分県職員宿舍規則（昭和三十九年大分県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「宿舍は、」の下に「知事公舎、」を加え、「二種類」を「三種類」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（知事公舎）

第四条の二 知事公舎は、知事の執務及び居住の用に供するために設置し、有料で貸し付けるものとする。

第五条中「知事及び」を削る。

第九条第一項中「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第二項中「使用者」を「宿舍を使用する者（以下「使用者」という。）」に改める。

第十四条第一項中「有料宿舍の」を「知事公舎及び有料宿舍の」に改め、「駐車場（」の

平成三十一年三月二十九日

下に「知事公舎又は」を、「ただし、」の下に「知事公舎及び」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 知事公舎の貸付料は、納入通知書により納付するものとする。ただし、知事公舎を使用する者が書面により申し出た場合において、知事が適当と認めるときは、当該知事公舎を使用する者の給与から控除することにより納付することができる。

第一号様式中

年齢	性別						
----	----	--	--	--	--	--	--

を

に改める。

年齢	性別	
----	----	--

を

に改める。

第二号様式中

年齢							
----	--	--	--	--	--	--	--

第二号様式の二中「第2号様式の2」を「第2号様式の2（第8条関係）」に

年齢	性別		
----	----	--	--

年齢			
----	--	--	--

大分県報号外（規則）

この規則は、平成三十一年四月二十五日から施行する。ただし、第一号様式、第二号様式及び第二号様式の二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

を

--	--	--	--

に改める。

附則

○人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の九級の項中「~~海船~~」を削る。

別表第二の五の表の中型船舶（二種）（二種）の部中「中型船舶（二種）（二種）」を

「大型船舶（三種）及び中型船舶（二種）」に改め、同表の中型船舶（二種）（二種）及び

小型船舶の部中「中型船舶（二種）（二種）」を「大型船舶（三種）、中型船舶（二種）」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。